

2014年5月16日

国土交通大臣 太田昭宏 様

いのちとくらしを守る熊本ネットワーク

代表 榎本 光男

上田たか子

久保田俊平

1、瀬戸石ダム撤去問題・球磨川の治水対策に関する要請書

《要請趣旨》

「瀬戸石ダムは危ないダムなので撤去してほしい」「荒瀬ダムの撤去に続く瀬戸石ダム撤去で清流球磨川の復活、八代海の再生を」こうした流域住民の声を無視して、国交省は、電源開発の申請にもとづき、瀬戸石ダムの水利権更新を許可しました。

瀬戸石ダムについては、堆積土砂による水位上昇による浸水被害、ヘドロ悪臭被害、アオコ・赤潮の発生などの水質汚濁、海域への土砂供給阻害、アユなどの移動生息阻害などさまざまな被害が指摘されています。

加えて、想定以上の洪水によるダム崩壊の危険性、山腹崩壊の危険性、コンクリート劣化等、構造物によるダム崩壊の危険、河川施設構造令（第38条）に違反する狭隘なゲート構造によって流木などが閉塞し、上流水位をさらに押し上げ、ダム崩壊に至る危険性など瀬戸石ダムは住民の安全を脅かす危険なダムであることが明らかになってきました。

特に、国交省は、「ダム検査規定」第4条にもとづく定期検査（検査日平成25年5月27日）によって、瀬戸石ダムを「総合判定A」と判断し、「ダム湖の堆積土砂により洪水被害が発生する恐れがある」ダムであると指摘していることが明らかになりました。

しかも、2002年から2、3年ごとに実施した過去6回の定期検査でも「総合判定A」と判断しています。

国交省は「水利使用許可の判断基準」として、「水利使用により治水上その他の公益上の支障」の有無をあげています。ところが、国交省は、「治水」「環境」「漁業振興」などの公益上の支障の有無をほとんど検証もしないで、水利権の更新を許可しています。

蒲島郁夫熊本県知事は、2006年（平成20年）9月11日「球磨川は宝」と位置づけ、川辺川ダム中止を表明し、その後、国交省九州地方整備局を含め

た「ダム以外の治水を検討する場」が設置され、「ダム以外治水を極限まで追究する努力が積み重ねられています。4月24日には、ダムによらない治水対策を検討する場が開催されました。その場で、「ただちに実施する対策」「追加して実施する対策」について、出席したすべての市町村長から、「できるところから早急に実施してほしい」という要望がだされています。これらの要望をうけて九州地方整備局長は、「誠実に対処したい」と言われています。

瀬戸石ダムより約10キロ下流の荒瀬ダム撤去工事がすすめられており、常時開門によって、下流及び八代海の環境の改善、漁業の回復が顕著にみられます。

自然再生推進法は、「自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければならない」（第3条、基本理念）としています。

瀬戸石ダムを撤去し、球磨川、八代海を再生するために、国交省がその責務を果たすことを強く求めるものです。

《要請項目》

- (1) 事業者である電源開発が、平成23年に国交省に提出した「瀬戸石調整池堆砂処理計画」は、平成36年までかかるというもので、さらにそれは10年に1回の処理というもので、ダム管理者の資格が問われます。河川管理者として、この「処理計画」を抜本的に見直すように電源開発を指導するとともに再提出をもとめること。
- (2) 毎年、11月から翌年2月までダムのゲートを開放している間に、住民の要望にこたえて、電源開発が堆積土砂の除去を完全に行うように指導すること。特に、芦北町海路の平谷川と内木場川の堆積土砂撤去を行うように指導すること。
- (3) 「ダム以外の治水を検討する場」で球磨川の治水対策を前進させる立場から、瀬戸石ダム撤去、瀬戸石ダムの堆積土砂の除去問題を検討すること。
- (4) 事業者である電源開発が、地域住民・住民団体との話し合い・要望に誠実に対応するように指導すること。瀬戸石ダムの治水対策、環境対策などに関する情報を地域住民、住民団体に積極的に公開するように指導すること。
- (5) 来年度予算で、市町村長の要望にこたえて、ダムによらない球磨川の治

水対策について予算化をはかること

2、熊本市桜町再開発事業について

《要請趣旨》

熊本市桜町地区に再開発会社（現在は準備会社）による第1種市街地再開発事業がすすめられています。

しかし、熊本市桜町地区第1種市街地再開発事業の地権者は1名で、個人施行の再開発事業ならば、第1種市街地再開発事業への補助金は出ないが、「再開発会社」による施行として進めることで、1地権者の再開発が100億円以上の補助金を得るという異例の再開発事業です。

そもそも、再開発事業では、複数地権者が敷地の共同化を行い、高度利用するときに補助対象となります。1個人には補助を出さないというのが、補助の考え方の基本です。2002年の「都市再開発法」改正によって、「再開発会社」施行が再開発の手法に加わっていますが、再開発の趣旨を考えると、再開発会社施行であっても、組合施行同様に複数地権者が前提であるべき、法律・政令・省令の抜け道を利用した脱法的な補助金投入とならないためにも、「再開発会社」施行についても、複数地権者の規定を明記すべきです。

桜町地区再開発事業において、熊本市は、再開発の保留床を取得して、公益施設として「MICE施設」を整備しようとしています。平成26年度事業分の「暮らし・にぎわい再生事業」補助金申請調書によれば、このMICE施設に「暮らし・にぎわい再生事業」交付金（国費）が総額73億6000万円要望されています。交付対象事業費は施設購入費（保留床取得費）184億円です。しかし、熊本市が桜町再開発会社に払う保留床取得金の積算が明らかにされておらず、適切な金額なのか判断できません。市が示しているデータで試算すると、桜町再開発事業において同じく保留床取得によって整備される分譲マンションと比べ、床の価格が市のMICE施設は坪55万円も高くなっている。また、地権者が所有することになる床の単価はマンション以上に安いと思われる。再開発事業者は、地権者の従前資産を公表しておらず、熊本市が取得するMICE施設の床単価が妥当なものであるのか、検証するためにも、従前資産も含め必要な情報を公開し、公正・公平な価格設定であることの検証が必要です。

また、桜町地区には、県民百貨店やセンタープラザというショッピング街が

あり、1400 人の人が働いています。まともな説明もないまま、再開発事業の実施によって首を切られるような由々しき事態です。熊本市としても、雇用確保に力を尽くすべきであると考えますが、国としても 1000 人を超える雇用を守る立場で市や再開発会社を指導していただきたい。

《要請項目》

1. 借家人である熊本県民百貨店および交通センタープラザテナントの従業員の雇用を守ること
2. 開発事業への補助金については、「再開発会社」施行についても、複数地権者の規定を明記すること。また、1 地権者の再開発に補助金を出すことは、悪しき前例をつくることになるのでやめること。
3. 公益施設である MICE 施設整備への補助金については適切な積算がされているかチェックすること

3、JR の踏切の安全確保について

《要請趣旨》（別紙地図）

JR 豊肥線の踏切部分（熊本市八王寺町と九品寺 6 丁目にまたがる旧食糧事務所横）を井出（用水路）が流れています。小学校の通学路ともなっており、安全対策のために、熊本市による井出のふたかけが進んでいますが、JR の踏切部分においては、JR の都合によりふたかけができません。地域からの要望もありますので、以下の項目について要請いたします。

《要請項目》

1. 国として JR への要請を行い、井出へのふたかけができるようにお願いします。

以上